

令和 2 年 11 月 秋 田 市 議 会 定 例 会 提 出 案 件 目 次

番 号	件 名
110	秋田市職員給与条例の一部を改正する件
111	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
112	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件
113	秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する件
114	秋田市まちなか観光案内所条例を設定する件
115	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件
116	秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件
117	あきた芸術劇場の指定管理者の指定の期間を変更する件
118	秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者を指定する件
119	秋田市雄和ふれあいプラザの指定管理者を指定する件
120	秋田市営住宅等の指定管理者を指定する件
121	市道路線を認定する件
122	県・市連携文化施設整備事業に係る建築等工事施行協定の変更協定を締結する件
123	泉・外旭川新駅（仮称）東西自由通路整備工事請負契約の変更契約を締結する件
124	秋田城跡史跡公園連絡橋整備工事（上部工）請負契約を締結する件
125	令和 2 年度秋田市一般会計補正予算（第 7 号）の件
126	令和 2 年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第 2 号）の件
127	令和 2 年度秋田市市有林会計補正予算（第 1 号）の件
128	令和 2 年度秋田市市営墓地会計補正予算（第 1 号）の件
129	令和 2 年度秋田市中心卸売市場会計補正予算（第 1 号）の件
130	令和 2 年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第 1 号）の件
131	令和 2 年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第 1 号）の件
132	令和 2 年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第 1 号）の件
133	令和 2 年度秋田市学校給食費会計補正予算（第 2 号）の件
134	令和 2 年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）の件
135	令和 2 年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第 3 号）の件
136	令和 2 年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）の件
137	令和 2 年度秋田市水道事業会計補正予算（第 1 号）の件
138	令和 2 年度秋田市下水道事業会計補正予算（第 1 号）の件
139	令和 2 年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）の件

議案第110号

秋田市職員給与条例の一部を改正する件

秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の120」に改め、同条第3項中「100分の70」の次に「と、「100分の120」とあるのは「100分の65」を加える。

第2条 秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「、100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 2 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条

例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の120」に改める。

3 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に改める。

提案理由

一般職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするものである。

議案第111号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の162.5」を「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の157.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするものである。

議案第112号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の162.5」を「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の157.5」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

教育長の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもので

ある。

議案第113号

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する件

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成19年秋田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条」を「第25条」に改める。

第2条第1項中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正（令和2年法律第58号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第114号

秋田市まちなか観光案内所条例を設定する件

秋田市まちなか観光案内所条例を次のように設定する。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市まちなか観光案内所条例

(設置)

第1条 観光客等に対する観光案内の充実を図るとともに、本市の歴史および文化を生かしたまち歩き観光を推進し、もって本市の観光の振興および地域の活性化に資するため、秋田市まちなか観光案内所（以下「案内所」という。）を秋田市大町一丁目2番37号に設置する。

(使用の制限等)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、案内所の使用を制限し、又は停止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用させることを不相当と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第3条 案内所を使用する者は、その施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、案内所の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開所時間および休所日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、案内所の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 観光案内、まち歩き観光の推進その他観光の振興に資する事業の実施に関すること。
- (2) 案内所の使用の制限および停止に関すること。
- (3) 案内所の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が案内所の管理運営上必要と認める業務

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

まちなか観光案内所を設置し、その管理を指定管理者に行わせることとするため、この条例を設定しようとするものである。

議案第115号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件

秋田市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号および第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所

得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第3項中「に所得税法（昭和40年法律第33号）」を「に所得税法」に、「」とあるのは、「」を「および山林所得金額」とあるのは」に、「」とする」を「および山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の一部改正（令和2年政令第264号）に伴い、国民健康保険税に係る減額の基準額等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第116号

秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する
件

秋田県市町村総合事務組合規約（平成14年指令市町村—563）の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上別紙のとおりとすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

提案理由

令和3年4月1日から能代市山本郡養護老人ホーム組合が名称を変更することに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするものである。

別紙

秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

秋田県市町村総合事務組合規約（平成14年指令市町村—563）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「能代市山本郡養護老人ホーム組合」を「三種・八峰養護老人ホーム組合」に改める。

附 則

この規約は、知事の許可を受け、令和3年4月1日から施行する。

議案第117号

あきた芸術劇場の指定管理者の指定の期間を変更する件

次によりあきた芸術劇場の指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 議決年月日等 令和2年6月26日（議案第79号）
- 2 施設名 あきた芸術劇場
- 3 変更事項 指定の期間「令和4年3月1日から令和9年3月31日まで」を「令和4年6月1日から令和9年3月31日まで」に変更する。
- 4 指定管理者 秋田市新屋町字砂奴寄4番6
あきた芸術劇場AAS共同事業体
代表者 一般財団法人秋田県総合公社
理事長 柴 田 公 博
- 5 変更理由 県・市連携文化施設整備建築等工事の工期変更による。

提案理由

あきた芸術劇場の指定管理者の指定の期間を変更するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第118号

秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者を指定する件

次により秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市雄和観光花き栽培園
- 2 指定管理者 秋田市雄和妙法字糠塚21番地
秋田ダリア栽培組合
組合長 鷲 澤 幸 治
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

雄和観光花き栽培園の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第119号

秋田市雄和ふれあいプラザの指定管理者を指定する件

次により秋田市雄和ふれあいプラザの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市雄和ふれあいプラザ
- 2 指定管理者 秋田市八橋南一丁目8番2号
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会
会長 黒 崎 義 雄
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

雄和ふれあいプラザの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第120号

秋田市営住宅等の指定管理者を指定する件

次により秋田市営住宅等の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | |
|---------|---|
| 1 施設名 | 秋田市営住宅
河辺松渕一般特定住宅
雄和糠塚一般特定住宅
河辺松渕単身特定住宅 |
| 2 指定管理者 | 秋田市中通二丁目3番8号
秋田アトリオンビル5階
一般財団法人秋田県建築住宅センター
理事長 高 橋 行 文 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

提案理由

秋田市営住宅等の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第121号

市道路線を認定する件

次の道路を市道路線に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

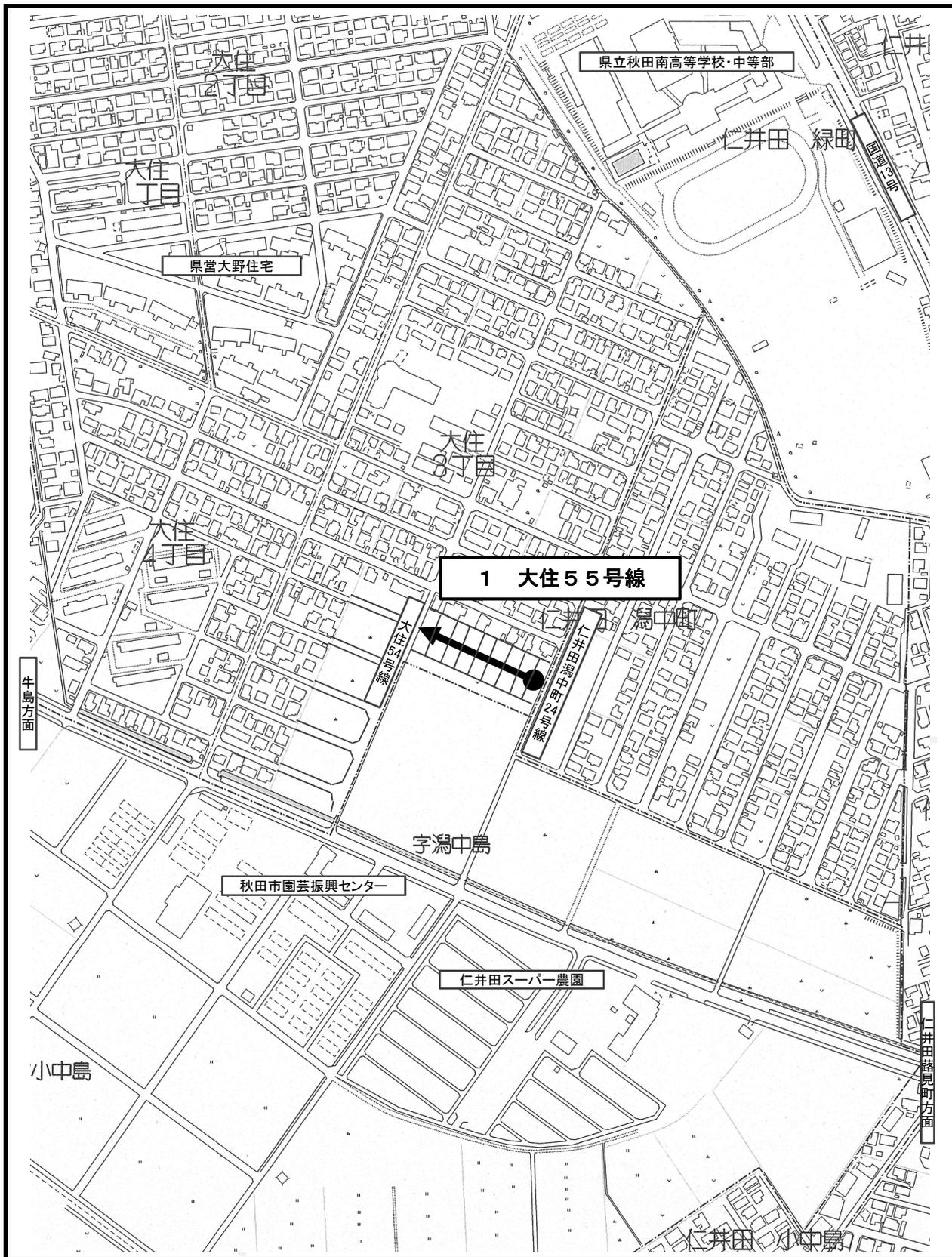
路線名	起点地番	重要な 経過地	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	終点地番			
大住55号線	大住三丁目217番13地先		112.10	6.00
	大住三丁目268番7地先			
長浜荒郷屋9 号線	下浜長浜字荒郷屋50番地先		78.50	4.50
	下浜長浜字荒郷屋142番地先			4.70
新屋日吉町8 号線	新屋日吉町622番46地先		148.60	6.00
	新屋日吉町622番36地先			6.50

提案理由

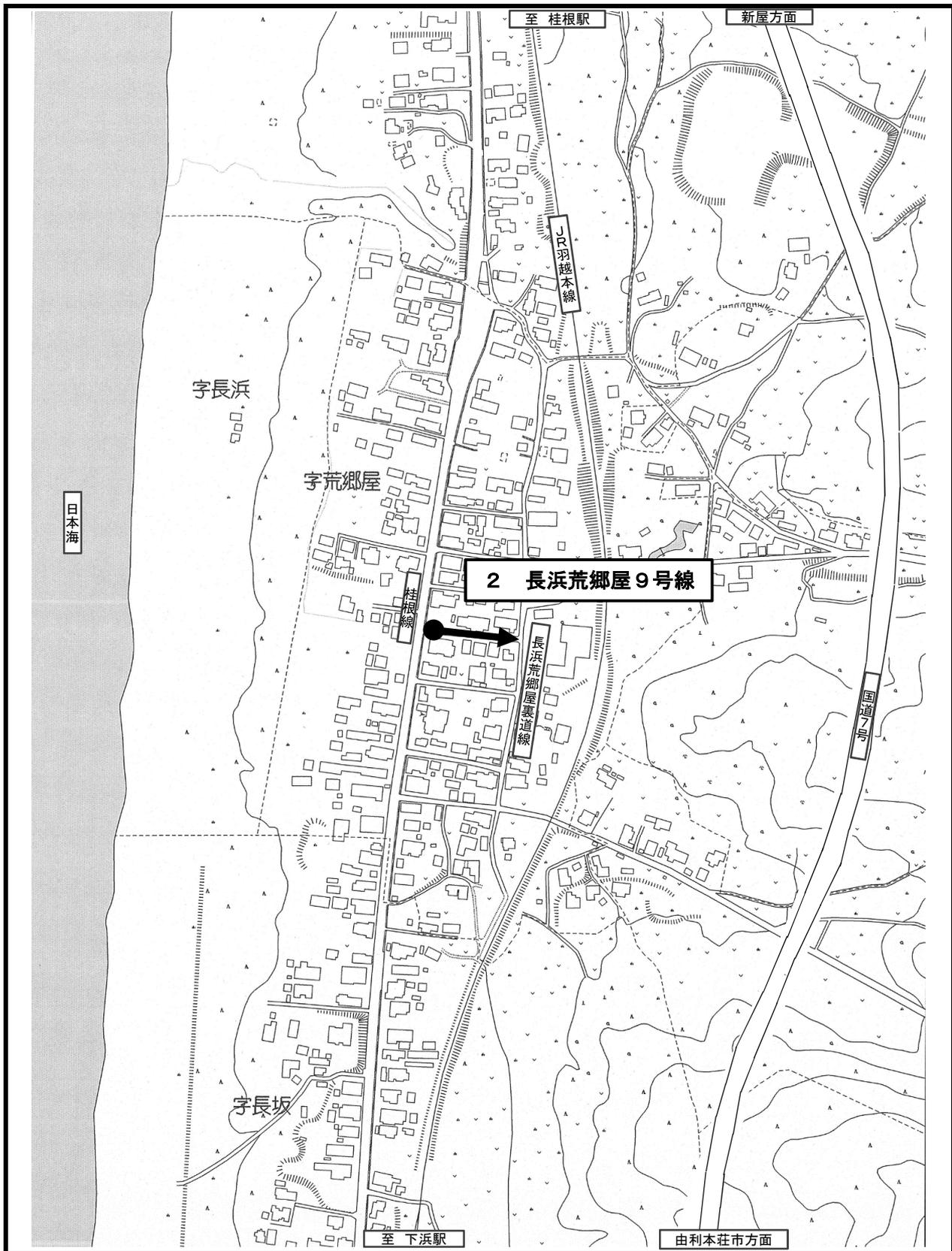
宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするものである。

番号	路線名	延長(メートル)	幅員(メートル)
1	大住55号線	112.10	6.00
2	長浜荒郷屋9号線	78.50	4.50～4.70
3	新屋日吉町8号線	148.60	6.00～6.50
合計延長		339.20	

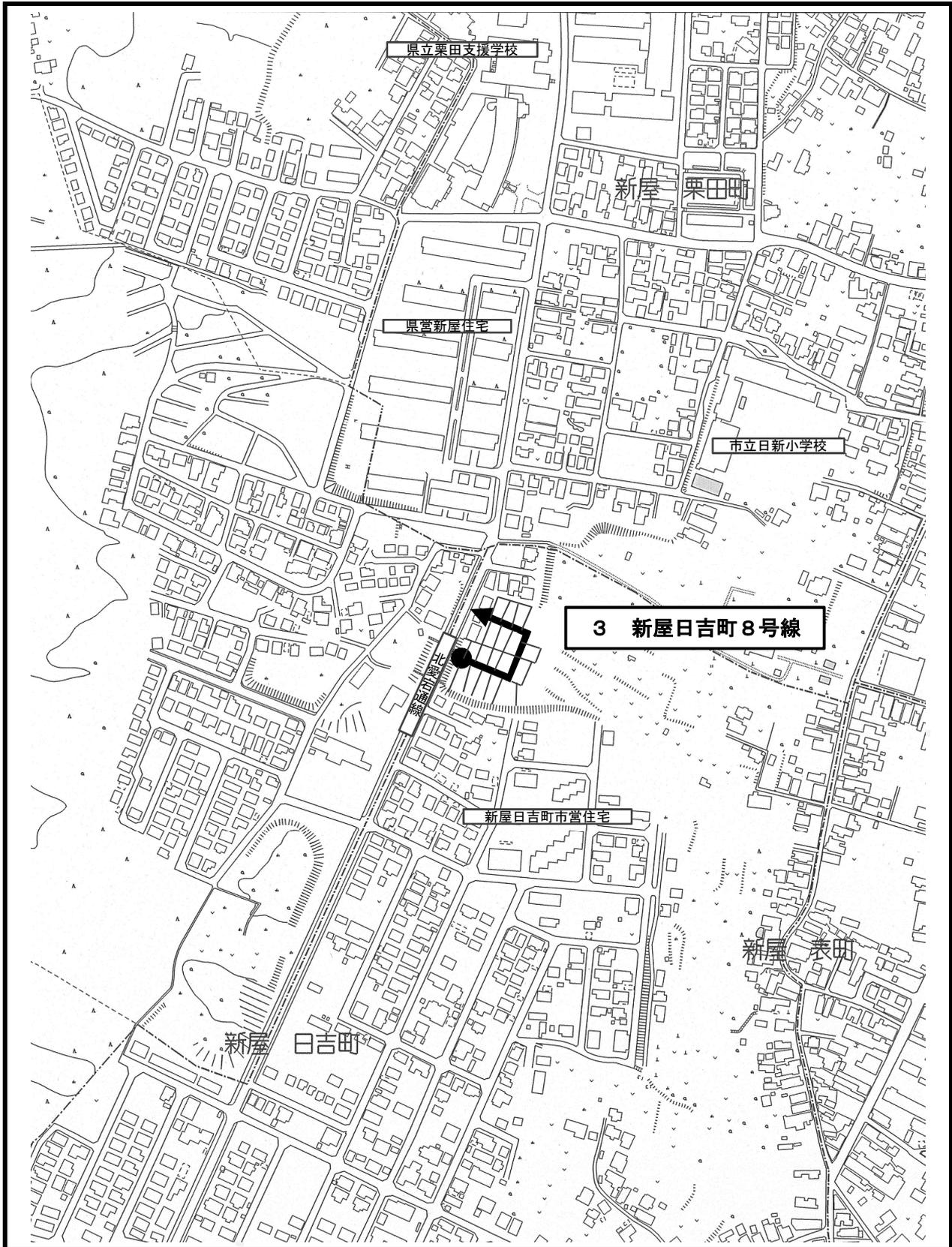
大住 5 5 号線



長浜荒郷屋 9 号線



新屋日吉町 8 号線



議案第122号

県・市連携文化施設整備事業に係る建築等工事施行協定の変更協定を締結する件

次により建築等工事施行協定の変更協定を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 議決年月日等 令和元年5月22日（議案第98号）
- 2 協 定 名 県・市連携文化施設整備事業に係る建築等工事施行協定
- 3 工 事 場 所 秋田市千秋明德町地内
- 4 変 更 事 項 市の負担額「工事費用の総額19,692,828,000円のうち8,369,451,900円」を「工事費用の総額20,673,486,800円のうち8,786,231,890円」に変更する。
負担額の内訳(1) 県・市連携文化施設建築工事「6,006,933,000円」を「6,418,239,500円」に、(2) 県・市連携文化施設電気設備工事「1,298,958,984円」を「1,301,679,366円」に、(3) 県・市連携文化施設空気調和設備工事「756,351,675円」を「758,030,000円」に、(4) 県・市連携文化施設給排水衛生設備工事「307,208,241円」を「308,283,024円」に変更する。
- 5 協定の相手方 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 6 変 更 理 由 新型コロナウイルス感染症の影響による工期延長

や感染予防対策、工事請負契約約款（インフレスライド条項）に基づく労務費や資機材費の単価上昇分への対応などにより工事請負契約が変更となることに伴い、本協定においても市の負担額を増額する必要があることによる。

提案理由

県・市連携文化施設整備事業に係る建築等工事施行協定の変更協定を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第123号

泉・外旭川新駅（仮称）東西自由通路整備工事請負契約の変更契約
を締結する件

次により工事請負変更契約を締結することについて、秋田市議会の議決
に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市
条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 議決年月日等 令和元年6月28日（議案第122号）
- 2 工 事 名 泉・外旭川新駅（仮称）東西自由通路整備工事
- 3 工 事 場 所 秋田市泉菅野二丁目地内ほか
- 4 変 更 事 項 契約金額「369,249,100円」を「389,166,800円」に
変更する。
- 5 契約の相手方 佐々木・珍田・足利特定建設工事共同企業体
代表者 秋田市南通みその町4番73号
株式会社佐々木組
取締役社長 石 塚 英 公
- 6 変 更 理 由 山留め工における鋼矢板の引き抜きにおいて、周辺
宅地の地盤への影響を防止するため、引き抜きから現
地へ残す工法へ変更する必要があることによる。

提案理由

泉・外旭川新駅（仮称）東西自由通路整備工事請負契約の変更契約を締
結するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第124号

秋田城跡史跡公園連絡橋整備工事（上部工）請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 秋田城跡史跡公園連絡橋整備工事（上部工） |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市寺内焼山地内ほか |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 177,210,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 住建・加藤建設工事共同企業体
代表者 秋田市檜山川口境7番19号
株式会社住建トレーディング
代表取締役 工 藤 源 聖 |

提案理由

秋田城跡史跡公園連絡橋整備工事（上部工）を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第125号

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第7号）

令和2年度秋田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ625,423千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,994,740千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	59,608,306	136,343	59,744,649
	2 国庫補助金	40,199,336	136,343	40,335,679
17	県支出金	10,481,362	75,338	10,556,700
	2 県補助金	3,441,731	75,338	3,517,069
19	寄附金	265,559	92,000	357,559
	1 寄附金	265,559	92,000	357,559
20	繰入金	4,430,831	154,242	4,585,073
	2 基金繰入金	4,098,476	154,242	4,252,718
22	諸収入	9,639,556	△11,500	9,628,056
	3 貸付金元利収入	7,289,468	△12,000	7,277,468
	5 雑入	2,238,956	500	2,239,456
23	市債	16,273,600	179,000	16,452,600
	1 市債	16,273,600	179,000	16,452,600
	歳 入 合 計	179,369,317	625,423	179,994,740

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	49,383,337	75,218	49,458,555
	1 総務管理費	47,112,987	45,619	47,158,606
	5 統計調査費	188,850	29,599	218,449
3	民生費	53,789,754	15,911	53,805,665
	1 社会福祉費	24,485,407	13,433	24,498,840
	2 児童福祉費	19,836,611	2,478	19,839,089
4	衛生費	9,434,763	25,133	9,459,896
	2 保健所費	2,033,363	25,133	2,058,496
6	農林水産業費	3,369,119	108,667	3,477,786
	1 農業費	2,531,290	70,553	2,601,843
	3 林業費	296,651	38,114	334,765
7	商工費	11,637,724	4,817	11,642,541
	1 商工費	11,637,724	4,817	11,642,541
8	土木費	16,438,830	28,163	16,466,993
	5 都市計画費	4,896,318	28,163	4,924,481
10	教育費	14,260,521	358,014	14,618,535
	1 教育総務費	2,823,116	7,980	2,831,096
	2 小学校費	2,502,176	297,359	2,799,535
	3 中学校費	2,800,411	51,056	2,851,467
	6 社会教育費	2,206,666	1,619	2,208,285
11	災害復旧費	1,762,913	9,500	1,772,413
	2 農林水産施設災害復旧費	243,650	9,500	253,150
	歳 出 合 計	179,369,317	625,423	179,994,740

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	秋田市民交流プラザ等修繕経費	千円 610,462	令和元年度	千円 59,020	千円 610,462	令和元年度	千円 59,020
				令和2年度	166,120		令和2年度	166,120
				令和3年度	185,805		令和3年度	199,517
				令和4年度	199,517		令和4年度	185,805

第3表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	次期秋田市総合計画策定経費	千円 3,233
		次期地方版総合戦略等策定経費	836
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者コインバス交通系ICカード導入事業	22,442
6 農林水産業費	3 林業費	林業施設長寿命化事業	12,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	電線共同溝整備事業	100,000
	3 河川費	河川改修事業	266,000
	5 都市計画費	交通系ICカード導入推進事業	327,153
		第7次秋田市総合都市計画等策定経費	18,106
		土地区画整理会計繰出金	475,500
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	267,417
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	39,000

(変更)

款	項	事業名	金額	
			補正前	千円 補正後
10 教育費	3 中学校費	中学校施設等改修経費		千円 78,463
			補正額	51,056
			補正後	129,519

第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
外部監査実施経費	令和2年度 } 令和3年度	千円 6,688
文化創造館管理運営経費	令和2年度 } 令和3年度	127,426
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	令和2年度 } 令和3年度	159,505
子育て・学び・文化サテライト関係経費	令和2年度 } 令和7年度	130,027
油谷これくしょん活用推進事業	令和2年度 } 令和3年度	6,526
「美術館の街」活性化事業	令和2年度 } 令和3年度	16,725
後期高齢者健康診査事業委託経費等	令和2年度 } 令和3年度	105,749
要援護者支援体制整備事業	令和2年度 } 令和3年度	3,696
社会福祉関連サービス委託経費等	令和2年度 } 令和3年度	28,123
障がい者福祉関連サービス委託経費等	令和2年度 } 令和3年度	98,318
老人福祉関連サービス委託経費等	令和2年度 } 令和3年度	157,089
健康管理関連事業委託経費等	令和2年度 } 令和3年度	15,132
子ども広場運営事業	令和2年度 } 令和5年度	46,518

事 項	期 間	限 度 額
在宅子育てサポート事業	令和2年度 } 令和3年度	千円 15,502
道路維持修繕事業	令和2年度 } 令和3年度	70,000
消融雪施設整備事業	令和2年度 } 令和3年度	120,000
道路改良事業	令和2年度 } 令和3年度	112,000
側溝改良事業	令和2年度 } 令和3年度	45,000
橋りょう修繕事業	令和2年度 } 令和3年度	200,000
道路排水路等整備事業	令和2年度 } 令和3年度	97,000
古川流域治水対策事業	令和2年度 } 令和3年度	65,300
知事選挙経費	令和2年度 } 令和3年度	3,936
市長選挙経費	令和2年度 } 令和3年度	4,169
次世代型学校 I C T 運用経費	令和2年度 } 令和4年度	148,686
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定文書法制課分)	令和2年度 } 令和3年度	3,766
同 上 (令和2年度設定防災安全対策課分)	令和2年度 } 令和3年度	8,976

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定契約課分)	令和2年度 } 令和3年度	千円 13,273
同 上 (令和2年度設定財産管理活用課分)	令和2年度 } 令和3年度	29,448
同 上 (令和2年度設定工事検査室分)	令和2年度 } 令和3年度	6,922
同 上 (令和2年度設定企画調整課分)	令和2年度 } 令和3年度	1,215
同 上 (令和2年度設定財政課分)	令和2年度 } 令和3年度	3,921
同 上 (令和2年度設定情報統計課分)	令和2年度 } 令和3年度	206,951
同 上 (令和2年度設定広報広聴課分)	令和2年度 } 令和3年度	136,754
同 上 (令和2年度設定市民税課分)	令和2年度 } 令和3年度	4,744
同 上 (令和2年度設定東京事務所分)	令和2年度 } 令和3年度	11,690
同 上 (令和2年度設定観光振興課分)	令和2年度 } 令和3年度	270,246
同 上 (令和2年度設定文化振興課分)	令和2年度 } 令和3年度	3,751
同 上 (令和2年度設定スポーツ振興課分)	令和2年度 } 令和3年度	172,233
同 上 (令和2年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	令和2年度 } 令和3年度	105,540

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定大森山動物園分)	令和2年度 } 令和3年度	千円 24,740
同 上 (令和2年度設定秋田城跡歴史資料館分)	令和2年度 } 令和3年度	2,465
同 上 (令和2年度設定千秋美術館分)	令和2年度 } 令和3年度	75,871
同 上 (令和2年度設定赤れんが郷土館分)	令和2年度 } 令和3年度	8,463
同 上 (令和2年度設定民俗芸能伝承館分)	令和2年度 } 令和3年度	5,472
同 上 (令和2年度設定佐竹史料館分)	令和2年度 } 令和3年度	13,757
同 上 (令和2年度設定文化会館分)	令和2年度 } 令和3年度	120,790
同 上 (令和2年度設定生活総務課分)	令和2年度 } 令和3年度	41,314
同 上 (令和2年度設定市民課分)	令和2年度 } 令和3年度	17,202
同 上 (令和2年度設定西部市民サービスセンター分)	令和2年度 } 令和3年度	51,562
同 上 (令和2年度設定北部市民サービスセンター分)	令和2年度 } 令和3年度	103,980
同 上 (令和2年度設定河辺市民サービスセンター分)	令和2年度 } 令和3年度	45,124
同 上 (令和2年度設定雄和市民サービスセンター分)	令和2年度 } 令和3年度	20,423

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定南部市民サービスセンター分)	令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 89,187
同 上 (令和2年度設定東部市民サービスセンター分)	令和2年度 ┆ 令和3年度	57,904
同 上 (令和2年度設定中央市民サービスセンター分)	令和2年度 ┆ 令和3年度	69,392
同 上 (令和2年度設定市民相談センター分)	令和2年度 ┆ 令和3年度	2,639
同 上 (令和2年度設定福祉総務課分)	令和2年度 ┆ 令和3年度	102,556
同 上 (令和2年度設定食肉衛生検査所分)	令和2年度 ┆ 令和3年度	2,916
同 上 (令和2年度設定保健総務課分)	令和2年度 ┆ 令和3年度	35,910
同 上 (令和2年度設定子ども総務課分)	令和2年度 ┆ 令和3年度	317
同 上 (令和2年度設定子ども育成課分)	令和2年度 ┆ 令和3年度	7,682
同 上 (令和2年度設定環境総務課分)	令和2年度 ┆ 令和3年度	2,473,185
同 上 (令和2年度設定産業企画課分)	令和2年度 ┆ 令和3年度	271,514
同 上 (令和2年度設定建設総務課分)	令和2年度 ┆ 令和3年度	202,432
同 上 (令和2年度設定都市総務課分)	令和2年度 ┆ 令和3年度	281,573

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定会計課分)	令和2年度 } 令和3年度	千円 1,642
同 上 (令和2年度設定議会事務局分)	令和2年度 } 令和3年度	3,333
同 上 (令和2年度設定選挙管理委員会事務局分)	令和2年度 } 令和3年度	187
同 上 (令和2年度設定農業委員会事務局分)	令和2年度 } 令和3年度	557
同 上 (令和2年度設定教育委員会総務課分)	令和2年度 } 令和3年度	143,144
同 上 (令和2年度設定学事課分)	令和2年度 } 令和3年度	164,566
同 上 (令和2年度設定教育研究所分)	令和2年度 } 令和3年度	5,583
同 上 (令和2年度設定生涯学習室分)	令和2年度 } 令和3年度	3,743
同 上 (令和2年度設定太平山自然学習センター分)	令和2年度 } 令和3年度	33,919
同 上 (令和2年度設定自然科学学習館分)	令和2年度 } 令和3年度	8,088
同 上 (令和2年度設定中央図書館明德館分)	令和2年度 } 令和3年度	29,321
同 上 (令和2年度設定商業高校分)	令和2年度 } 令和3年度	3,686
同 上 (令和2年度設定御所野学院高校分)	令和2年度 } 令和3年度	2,004

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	令和2年度 ） 令和3年度	千円 377
同 上 (令和2年度設定消防本部総務課分)	令和2年度 ） 令和3年度	21,420

第5表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
小学校費	千円 182,200	千円 148,400	千円 330,600			
中学校費	1,172,300	29,700	1,202,000			
農林水産施設 災害復旧費	57,400	900	58,300			
計	16,273,600	179,000	16,452,600			

議案第126号

令和2年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）

令和2年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	千円 931,000
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	20,000

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	令和2年度 ～ 令和3年度	千円 17,758

議案第127号

令和2年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）

令和2年度秋田市の市有林会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242,184千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 149,506	千円 34,153	千円 183,659
	1 一般会計繰入金	149,506	34,153	183,659
歳入合計		208,031	34,153	242,184

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 事業費		59,265	34,153	93,418
	1 造林事業費	59,265	34,153	93,418
	歳 出 合 計	208,031	34,153	242,184

議案第128号

令和2年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）

令和2年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	令和2年度 ） 令和3年度	千円 5,661

議案第129号

令和2年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）

令和2年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,817千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,840千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 23,610	千円 4,817	千円 28,427
	1 一般会計繰入金	23,610	4,817	28,427
歳入合計		65,023	4,817	69,840

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		62,489	4,817	67,306
	1 総務管理費	62,489	4,817	67,306
	歳 出 合 計	65,023	4,817	69,840

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	令和2年度 ） 令和3年度	千円 2,931

議案第130号

令和2年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）

令和2年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	令和2年度 ） 令和3年度	千円 86,227

議案第131号

令和2年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）

令和2年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	令和2年度 ） 令和3年度	千円 34,279

議案第132号

令和2年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）

令和2年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	令和2年度 ） 令和3年度	千円 36,627

議案第133号

令和2年度秋田市学校給食費会計補正予算（第2号）

令和2年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,876千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,382,986千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 82,898	千円 2,876	千円 85,774
	1 一般会計繰入金	82,898	2,876	85,774
歳入合計		1,380,110	2,876	1,382,986

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		1,378,110	2,876	1,380,986
	1 総務管理費	1,378,110	2,876	1,380,986
	歳 出 合 計	1,380,110	2,876	1,382,986

議案第134号

令和2年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

令和2年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	令和2年度 ） 令和3年度	千円 271,019

議案第135号

令和2年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）

令和2年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,474千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,675,397千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	7,325,766	3,236	7,329,002
	2 国庫補助金	2,130,360	3,236	2,133,596
7	繰入金	4,664,552	3,238	4,667,790
	1 一般会計繰入金	4,664,551	3,238	4,667,789
	歳入合計	30,668,923	6,474	30,675,397

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		360,541	6,474	367,015
	1 総務管理費	360,541	6,474	367,015
	歳 出 合 計	30,668,923	6,474	30,675,397

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険事務処理システム等改修経費	令和2年度 ） 令和3年度	千円 4,939
介護保険関連サービス委託経費等	令和2年度 ） 令和3年度	528,352
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定福祉総務課分)	令和2年度 ） 令和3年度	3,129

議案第136号

令和2年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

令和2年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,646千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,730,598千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 815,945	千円 3,717	千円 819,662
	1 一般会計繰入金	815,945	3,717	819,662
6 国庫支出金		0	929	929
	1 国庫補助金	0	929	929
歳入合計		3,725,952	4,646	3,730,598

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	55,969	4,646	60,615
	2 徴収費	31,354	4,646	36,000
	歳 出 合 計	3,725,952	4,646	3,730,598

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	令和2年度 ） 令和3年度	千円 12,543

議案第137号

令和2年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和2年度秋田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和2年度秋田市水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和2年度から3年度まで	408,103千円
水道施設切廻等 業務委託経費	令和2年度から3年度まで	110,000千円
配水管整備事業	令和2年度から3年度まで	764,000千円

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

議案第138号

令和2年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和2年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和2年度秋田市下水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和2年度から3年度まで	464,915千円
管渠建設事業	令和2年度から3年度まで	780,000千円

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

議案第139号

令和2年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和2年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和2年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和2年度から3年度まで	62,176千円

令和2年11月30日提出

秋田市長 穂 積 志

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	49,383,337	75,218	49,458,555
3 民生費	53,789,754	15,911	53,805,665
4 衛生費	9,434,763	25,133	9,459,896
6 農林水産業費	3,369,119	108,667	3,477,786
7 商工費	11,637,724	4,817	11,642,541
8 土木費	16,438,830	28,163	16,466,993
10 教育費	14,260,521	358,014	14,618,535
11 災害復旧費	1,762,913	9,500	1,772,413
歳 出 合 計	179,369,317	625,423	179,994,740

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			75,218
1,419			14,492
325			24,808
65,990			42,177
			4,817
			40,163
84,900		178,100	95,014
8,550		900	50
161,184		179,000	△11,500
			296,739

2 歳 入

1 6 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	千円 34,990,646	千円 50,497	千円 35,041,143	1 総務管理費補助金	千円 50,497
2 民生費国庫補助金	1,687,610	946	1,688,556	2 障害者福祉費補助金	946
7 教育費国庫補助金	1,130,208	84,900	1,215,108	1 小学校費補助金	69,977
				2 中学校費補助金	14,923
計	40,199,336	136,343	40,335,679		

1 7 款 県支出金

2 項 県補助金

2 民生費県補助金	2,100,489	473	2,100,962	2 障害者福祉費補助金	473
3 衛生費県補助金	122,245	325	122,570	1 保健所費補助金	325
4 農林水産業費県補助金	1,006,866	65,990	1,072,856	1 農業費補助金	65,990
9 災害復旧費県補助金	42,950	8,550	51,500	1 農林水産施設災害復旧費補助金	8,550
計	3,441,731	75,338	3,517,069		

説	明	
64 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	(財 政)	千円 50,497
14 地域生活支援事業費補助金	(福祉総)	946
07 学校施設環境改善交付金	(教委総)	69,977
06 学校施設環境改善交付金	(教委総)	14,923

08 地域生活支援事業費補助金	(福祉総)	473
33 地域自殺対策強化事業費補助金	(保健総)	325
97 農地集積推進事業費補助金	(産業企)	65,990
01 農地農業用施設災害復旧費補助金	(産業企)	8,550

1 6 款 国庫支出金 1 7 款 県支出金

19款 寄附金

1項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 総務費寄附金	千円 213,001	千円 92,000	千円 305,001	1 総務管理費寄 附金	千円 92,000
計	265,559	92,000	357,559		

20款 繰入金

2項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	938,353	154,242	1,092,595	1 財政調整基金 繰入金	154,242
計	4,098,476	154,242	4,252,718		

22款 諸収入

3項 貸付金元利収入

1 貸付金元利収入	7,289,468	△12,000	7,277,468	6 土木費貸付金 元利収入	△12,000
計	7,289,468	△12,000	7,277,468		

22款 諸収入

5項 雑入

4 雑入	2,238,953	500	2,239,453	8 産業振興雑入	500
計	2,238,956	500	2,239,456		

23款 市債

1項 市債

9 教育債	1,987,500	178,100	2,165,600	1 小学校債	148,400
				2 中学校債	29,700

説	明	
06 総務管理費寄附金	(人移対)	千円 92,000

01 財政調整基金繰入金	(財 政)	154,242
--------------	-------	---------

05 太平山観光開発貸付金元利収入	(建設総)	△12,000
-------------------	-------	---------

75 農地集積推進事業費補助金返還金	(産業企)	500
--------------------	-------	-----

01 小学校建設債	(財 政)	148,400
01 中学校建設債	(財 政)	29,700

19款 寄附金 20款 繰入金 22款 諸収入 23款 市債

23款 市債

1項 市債

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
10 災害復旧債	千円 1,262,000	千円 900	千円 1,262,900	3 農林水産施設 災害復旧債	千円 900
計	16,273,600	179,000	16,452,600		

	說 明	
01 農地農業用施設災害復旧債	(財 政)	千円 900

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
6 企画費	千円 4,510,621	千円 45,619	千円 4,556,240	千円	千円	千円	千円 45,619
計	47,112,987	45,619	47,158,606	0	0	0	45,619

2 款 総務費

5 項 統計調査費

1 統計調査総務費	36,401	29,599	66,000				29,599
計	188,850	29,599	218,449	0	0	0	29,599

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,287,830	4,585	1,292,415				4,585
2 障害者福祉費	7,916,316	1,893	7,918,209	1,419			474
7 介護保険費	4,664,718	3,238	4,667,956				3,238
8 後期高齢者医療費	4,311,833	3,717	4,315,550				3,717
計	24,485,407	13,433	24,498,840	1,419	0	0	12,014

節		説 明	千円
区 分	金 額		
11 役務費	千円 3,431	【企画財政部関係】	45,619
12 委託料	42,188	秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	45,619

2 給料	18,216	【企画財政部関係】	29,599
3 職員手当等	11,383	統計調査総務人件費	29,599

2 給料	2,167	【子ども未来部関係】	4,585
3 職員手当等	2,418	社会福祉総務人件費	4,585
12 委託料	1,893	【福祉保健部関係】	1,893
		身体障がい者訪問入浴サービス事業	1,893
27 繰出金	3,238	【福祉保健部関係】	3,238
		介護保険事業会計繰出金	3,238
27 繰出金	3,717	【市民生活部関係】	3,717
		後期高齢者医療事業会計繰出金	3,717

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 12,686,401	千円 2,478	千円 12,688,879	千円	千円	千円	千円 2,478
計	19,836,611	2,478	19,839,089	0	0	0	2,478

4款 衛生費

2項 保健所費

1 保健所総務費	747,776	25,133	772,909	325			24,808
計	2,033,363	25,133	2,058,496	325	0	0	24,808

6款 農林水産業費

1項 農業費

3 農業振興費	1,449,943	70,553	1,520,496	65,990		500	4,063
計	2,531,290	70,553	2,601,843	65,990	0	500	4,063

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	千円 2,478	【子ども未来部関係】 母子家庭等対策総合支援事業費補助金返還金	千円 2,478 2,478

2 給料	3,645	【福祉保健部関係】	25,133
3 職員手当等	20,838	自殺対策事業	650
18 負担金、補助 及び交付金	650	保健所人件費	24,483

7 報償費	105	【産業振興部関係】	70,553
10 需用費	53	農地集積・集約化対策事業	66,490
12 委託料	3,905	アフターコロナ農山村資源活用調査経費	4,063
18 負担金、補助 及び交付金	65,990		
22 償還金、利子 及び割引料	500		

3 款 民生費 4 款 衛生費 6 款 農林水産業費

6款 農林水産業費
3項 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 林業総務費	千円 30,384	千円 3,961	千円 34,345	千円	千円	千円	千円 3,961
3 市有林費	149,506	34,153	183,659				34,153
計	296,651	38,114	334,765	0	0	0	38,114

7款 商工費
1項 商工費

7 中央卸売市場費	23,610	4,817	28,427				4,817
計	11,637,724	4,817	11,642,541	0	0	0	4,817

8款 土木費
5項 都市計画費

4 公園管理費	749,587	28,163	777,750			△12,000	40,163
計	4,896,318	28,163	4,924,481	0	0	△12,000	40,163

10款 教育費
1項 教育総務費

2 事務局費	2,701,516	7,980	2,709,496				7,980
計	2,823,116	7,980	2,831,096	0	0	0	7,980

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	千円 2,180	【産業振興部関係】 林業総務人件費	千円 3,961
3 職員手当等	1,781		3,961
27 繰出金	34,153	【産業振興部関係】 市有林会計繰出金	34,153 34,153

27 繰出金	4,817	【産業振興部関係】 中央卸売市場会計繰出金	4,817 4,817

12 委託料	28,163	【建設部関係】 大規模公園等維持管理経費	28,163 28,163

18 負担金、補助 及び交付金	5,104	【教育委員会関係】 学校給食費会計繰出金 修学旅行キャンセル料支援事業	7,980 2,876
27 繰出金	2,876		5,104

6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費 10 款 教育費

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
4 学校建設費	千円 229,616	千円 297,359	千円 526,975	千円 69,977	千円 148,400	千円	千円 78,982
計	2,502,176	297,359	2,799,535	69,977	148,400	0	78,982

10款 教育費

3項 中学校費

4 学校建設費	1,461,166	51,056	1,512,222	14,923	29,700		6,433
計	2,800,411	51,056	2,851,467	14,923	29,700	0	6,433

10款 教育費

6項 社会教育費

5 美術館費	260,435	1,619	262,054				1,619
計	2,206,666	1,619	2,208,285	0	0	0	1,619

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 837	【教育委員会関係】 日新小学校増改築等事業 小学校施設等改修経費	千円 297,359
11 役務費	869		29,942
12 委託料	33,906		267,417
14 工事請負費	261,747		

14 工事請負費	51,056	【教育委員会関係】 中学校施設等改修経費	51,056 51,056

10 需用費	1,129	【観光文化スポーツ部関係】 「美術館の街」活性化事業	1,619
11 役務費	440		1,619
13 使用料及び賃 借料	50		

1 1 款 災害復旧費

2 項 農林水産施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 農地農業用 施設災害復 旧費	千円 104,390	千円 9,500	千円 113,890	千円 8,550	千円 900	千円	千円 50
計	243,650	9,500	253,150	8,550	900	0	50

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 9,500	【産業振興部関係】 農地農業用施設災害復旧事業	千円 9,500 9,500

1 1 款 災害復旧費

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(169) 4,066	1,783,913	9,493,242	7,796,478	19,073,633	3,415,003	22,488,636	
補正前	(169) 4,056	1,783,913	9,467,034	7,760,058	19,011,005	3,415,003	22,426,008	
比較	(0) 10	0	26,208	36,420	62,628	0	62,628	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

区分	扶養手当	時 間 外	管理職手当	通 勤 手 当	寒 冷 地 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	特 殊 勤 務 手 当
		勤 務 手 当						
補正後	245,910	694,103	276,106	195,974	143,552	2,325,763	1,525,305	85,132
補正前	245,784	678,102	272,186	194,485	143,078	2,319,898	1,521,886	84,769
比較	126	16,001	3,920	1,489	474	5,865	3,419	363

区分	退職手当	住 居 手 当	単 身 赴 任	地 域 手 当	義 務 教 育 等	管 理 職 員 特 別	児 童 手 当
			手 当		教 員 特 別 手 当	勤 務 手 当	
補正後	2,008,629	142,295	2,856	6,098	7,163	3,563	134,029
補正前	2,008,629	140,720	2,856	6,093	7,163	1,330	133,079
比較	0	1,575	0	5	0	2,233	950

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(169) 2,373		9,338,220	7,531,751	16,869,971	3,039,167	19,909,138	
補正前	(169) 2,363		9,312,012	7,495,331	16,807,343	3,039,167	19,846,510	
比較	(0) 10		26,208	36,420	62,628	0	62,628	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

区分	扶養手当	時 間 外	管理職手当	通 勤 手 当	寒 冷 地 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	特 殊 勤 務 手 当
		勤 務 手 当						
補正後	245,910	687,013	276,106	189,983	143,552	2,077,131	1,525,305	83,993
補正前	245,784	671,012	272,186	188,494	143,078	2,071,266	1,521,886	83,630
比較	126	16,001	3,920	1,489	474	5,865	3,419	363

区分	退職手当	住 居 手 当	単 身 赴 任	地 域 手 当	義 務 教 育 等	管 理 職 員 特 別	児 童 手 当
			手 当		教 員 特 別 手 当	勤 務 手 当	
補正後	2,008,629	142,295	2,856	5,728	7,163	3,563	132,524
補正前	2,008,629	140,720	2,856	5,723	7,163	1,330	131,574
比較	0	1,575	0	5	0	2,233	950

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1,693	1,783,913	155,022	264,727	2,203,662	375,836	2,579,498	
補正前	1,693	1,783,913	155,022	264,727	2,203,662	375,836	2,579,498	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	

職員手当等の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当	児 童 手 当
	補正後	7,090	5,991	248,632	1,139	370	1,505
	補正前	7,090	5,991	248,632	1,139	370	1,505
	比 較	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	別 内 訳	説 明	備 考
給 料	26,208	その他の増減分	26,208	異動等による 増減分 26,208	職員数の異動状況 補正後 2,623 人 補正前 2,613 人 増 減 10 人
職 員 手 当 等	36,420	その他の増減分	36,420	異動等による 増減分 36,420	

継続費についての前前年度末までの支出
の見込み及び当該年度以降の支出予定額

(変更)

款	項	事業名	全 体 計 画						
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	
					特 定 財 源				
					国県支出金	市 債	そ の 他		
2 総務費	1 総務管理費	秋田市 民交流 プラザ 等修繕 経費		千円	千円	千円	千円	千円	千円
			元	補正前	59,020	2,865	42,100	14,000	55
				補正額					
				補正後	59,020	2,865	42,100	14,000	55
			2	補正前	166,120	6,183	119,900	40,000	37
				補正額					
				補正後	166,120	6,183	119,900	40,000	37
			3	補正前	185,805	9,258	132,400	44,100	47
				補正額	13,712	1,707	9,000	3,000	5
				補正後	199,517	10,965	141,400	47,100	52
			4	補正前	199,517	10,965	141,400	47,100	52
				補正額	△ 13,712	△ 1,707	△ 9,000	△ 3,000	△ 5
				補正後	185,805	9,258	132,400	44,100	47
			計	補正前	610,462	29,271	435,800	145,200	191
				補正額					
				補正後	610,462	29,271	435,800	145,200	191

額、前年度末までの支出額又は支出額
並びに事業の進行状況等に関する調書

前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 率
千円	千円	千円	千円	千円	%
	58,988		58,988		9.7
		166,152	166,152		27.2
				199,517	
				185,805	
	58,988	166,152	225,140	385,322	36.9

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

(追加)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
外部監査実施経費	千円 6,688	令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 6,688
文化創造館管理運営経費	127,426	令和2年度 ┆ 令和3年度	127,426
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	159,505	令和2年度 ┆ 令和3年度	159,505
子育て・学び・文化サテライト関係経費	130,027	令和2年度 ┆ 令和7年度	130,027
油谷これくしょん活用推進事業	6,526	令和2年度 ┆ 令和3年度	6,526
「美術館の街」活性化事業	16,725	令和2年度 ┆ 令和3年度	16,725
後期高齢者健康診査事業委託経費等	105,749	令和2年度 ┆ 令和3年度	105,749
要援護者支援体制整備事業	3,696	令和2年度 ┆ 令和3年度	3,696
社会福祉関連サービス委託経費等	28,123	令和2年度 ┆ 令和3年度	28,123
障がい者福祉関連サービス委託経費等	98,318	令和2年度 ┆ 令和3年度	98,318
老人福祉関連サービス委託経費等	157,089	令和2年度 ┆ 令和3年度	157,089
健康管理関連事業委託経費等	15,132	令和2年度 ┆ 令和3年度	15,132
子ども広場運営事業	46,518	令和2年度 ┆ 令和5年度	46,518

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内訳			一般財源
特 定 財 源	市債	その他	
国 県 支 出 金 千円	千円	千円	千円
			6,688
			127,426
			159,505
			130,027
			6,526
		14,120	2,605
		104,269	1,480
			3,696
12,414			15,709
42,201			56,117
		996	156,093
5,626			9,506
23,514		4,386	18,618

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
在宅子育てサポート事業	千円 15,502	令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 15,502
道路維持修繕事業	70,000	令和2年度 ┆ 令和3年度	70,000
消融雪施設整備事業	120,000	令和2年度 ┆ 令和3年度	120,000
道路改良事業	112,000	令和2年度 ┆ 令和3年度	112,000
側溝改良事業	45,000	令和2年度 ┆ 令和3年度	45,000
橋りょう修繕事業	200,000	令和2年度 ┆ 令和3年度	200,000
道路排水路等整備事業	97,000	令和2年度 ┆ 令和3年度	97,000
古川流域治水対策事業	65,300	令和2年度 ┆ 令和3年度	65,300
知事選挙経費	3,936	令和2年度 ┆ 令和3年度	3,936
市長選挙経費	4,169	令和2年度 ┆ 令和3年度	4,169
次世代型学校 I C T 運用経費	148,686	令和2年度 ┆ 令和4年度	148,686
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定文書法制課分)	3,766	令和2年度 ┆ 令和3年度	3,766
同 上 (令和2年度設定防災安全対策課分)	8,976	令和2年度 ┆ 令和3年度	8,976

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			15,502
35,000	31,500		3,500
72,000	38,400		9,600
56,000	50,400		5,600
22,500	20,200		2,300
110,000	81,000		9,000
48,500	43,600		4,900
	48,900		16,400
3,936			
			4,169
			148,686
			3,766
			8,976

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定契約課分)	千円 13,273	令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 13,273
同 上 (令和2年度設定財産管理活用課分)	29,448	令和2年度 ┆ 令和3年度	29,448
同 上 (令和2年度設定工事検査室分)	6,922	令和2年度 ┆ 令和3年度	6,922
同 上 (令和2年度設定企画調整課分)	1,215	令和2年度 ┆ 令和3年度	1,215
同 上 (令和2年度設定財政課分)	3,921	令和2年度 ┆ 令和3年度	3,921
同 上 (令和2年度設定情報統計課分)	206,951	令和2年度 ┆ 令和3年度	206,951
同 上 (令和2年度設定広報広聴課分)	136,754	令和2年度 ┆ 令和3年度	136,754
同 上 (令和2年度設定市民税課分)	4,744	令和2年度 ┆ 令和3年度	4,744
同 上 (令和2年度設定東京事務所分)	11,690	令和2年度 ┆ 令和3年度	11,690
同 上 (令和2年度設定観光振興課分)	270,246	令和2年度 ┆ 令和3年度	270,246
同 上 (令和2年度設定文化振興課分)	3,751	令和2年度 ┆ 令和3年度	3,751
同 上 (令和2年度設定スポーツ振興課分)	172,233	令和2年度 ┆ 令和3年度	172,233
同 上 (令和2年度設定秋田市民交流プラザ管理 室分)	105,540	令和2年度 ┆ 令和3年度	105,540

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定 財 源	市 債	そ の 他	
国 県 支 出 金 千円	千円	千円	千円
			13,273
		180	29,268
		2,129	4,793
			1,215
		235	3,686
		15,381	191,570
		8,174	128,580
			4,744
			11,690
		3,768	266,478
			3,751
		40,494	131,739
			105,540

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の	
		支 出 予 定 額	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定大森山動物園分)	千円 24,740	令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 24,740
同 上 (令和2年度設定秋田城跡歴史資料館分)	2,465	令和2年度 ┆ 令和3年度	2,465
同 上 (令和2年度設定千秋美術館分)	75,871	令和2年度 ┆ 令和3年度	75,871
同 上 (令和2年度設定赤れんが郷土館分)	8,463	令和2年度 ┆ 令和3年度	8,463
同 上 (令和2年度設定民俗芸能伝承館分)	5,472	令和2年度 ┆ 令和3年度	5,472
同 上 (令和2年度設定佐竹史料館分)	13,757	令和2年度 ┆ 令和3年度	13,757
同 上 (令和2年度設定文化会館分)	120,790	令和2年度 ┆ 令和3年度	120,790
同 上 (令和2年度設定生活総務課分)	41,314	令和2年度 ┆ 令和3年度	41,314
同 上 (令和2年度設定市民課分)	17,202	令和2年度 ┆ 令和3年度	17,202
同 上 (令和2年度設定西部市民サービスセンター分)	51,562	令和2年度 ┆ 令和3年度	51,562
同 上 (令和2年度設定北部市民サービスセンター分)	103,980	令和2年度 ┆ 令和3年度	103,980
同 上 (令和2年度設定河辺市民サービスセンター分)	45,124	令和2年度 ┆ 令和3年度	45,124
同 上 (令和2年度設定雄和市民サービスセンター分)	20,423	令和2年度 ┆ 令和3年度	20,423

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定 財 源	市 債	そ の 他	
国 県 支 出 金 千円	千円	千円	千円
			24,740
			2,465
			75,871
			8,463
			5,472
			13,757
		38,652	82,138
			41,314
			17,202
			51,562
			103,980
			45,124
			20,423

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定南部市民サービスセンター分)	千円 89,187	令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 89,187
同 上 (令和2年度設定東部市民サービスセンター分)	57,904	令和2年度 ┆ 令和3年度	57,904
同 上 (令和2年度設定中央市民サービスセンター分)	69,392	令和2年度 ┆ 令和3年度	69,392
同 上 (令和2年度設定市民相談センター分)	2,639	令和2年度 ┆ 令和3年度	2,639
同 上 (令和2年度設定福祉総務課分)	102,556	令和2年度 ┆ 令和3年度	102,556
同 上 (令和2年度設定食肉衛生検査所分)	2,916	令和2年度 ┆ 令和3年度	2,916
同 上 (令和2年度設定保健総務課分)	35,910	令和2年度 ┆ 令和3年度	35,910
同 上 (令和2年度設定子ども総務課分)	317	令和2年度 ┆ 令和3年度	317
同 上 (令和2年度設定子ども育成課分)	7,682	令和2年度 ┆ 令和3年度	7,682
同 上 (令和2年度設定環境総務課分)	2,473,185	令和2年度 ┆ 令和3年度	2,473,185
同 上 (令和2年度設定産業企画課分)	271,514	令和2年度 ┆ 令和3年度	271,514
同 上 (令和2年度設定建設総務課分)	202,432	令和2年度 ┆ 令和3年度	202,432
同 上 (令和2年度設定都市総務課分)	281,573	令和2年度 ┆ 令和3年度	281,573

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定 財 源	市 債	そ の 他	
国 県 支 出 金	千 円	千 円	千 円
			89,187
			57,904
			69,392
			2,639
2,294			100,262
		2,916	
45			35,865
19			298
580			7,102
		1,182,149	1,291,036
3,349		16,650	251,515
		445	201,987
		256,988	24,585

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の	
		支 出 予 定 額	期 間
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定会計課分)	千円 1,642	令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 1,642
同 上 (令和2年度設定議会事務局分)	3,333	令和2年度 ┆ 令和3年度	3,333
同 上 (令和2年度設定選挙管理委員会事務局分)	187	令和2年度 ┆ 令和3年度	187
同 上 (令和2年度設定農業委員会事務局分)	557	令和2年度 ┆ 令和3年度	557
同 上 (令和2年度設定教育委員会総務課分)	143,144	令和2年度 ┆ 令和3年度	143,144
同 上 (令和2年度設定学事課分)	164,566	令和2年度 ┆ 令和3年度	164,566
同 上 (令和2年度設定教育研究所分)	5,583	令和2年度 ┆ 令和3年度	5,583
同 上 (令和2年度設定生涯学習室分)	3,743	令和2年度 ┆ 令和3年度	3,743
同 上 (令和2年度設定太平山自然学習センター分)	33,919	令和2年度 ┆ 令和3年度	33,919
同 上 (令和2年度設定自然科学学習館分)	8,088	令和2年度 ┆ 令和3年度	8,088
同 上 (令和2年度設定中央図書館明德館分)	29,321	令和2年度 ┆ 令和3年度	29,321
同 上 (令和2年度設定商業高校分)	3,686	令和2年度 ┆ 令和3年度	3,686
同 上 (令和2年度設定御所野学院高校分)	2,004	令和2年度 ┆ 令和3年度	2,004

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定 財 源	市 債	そ の 他	
国 県 支 出 金 千円	千円	千円	千円
			1,642
			3,333
			187
			557
			143,144
			164,566
			5,583
			3,743
			33,919
			8,088
			29,321
		3,686	
		1,967	37

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	千円 377	令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 377
同 上 (令和2年度設定消防本部総務課分)	21,420	令和2年度 ┆ 令和3年度	21,420

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 出 金	定 市 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
		243	134
			21,420

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中			
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			
		補 正 前 の 額		補 正 額	計
		前 年 度 か ら の 繰 越 分	当 該 年 度 分		
1 普 通 債	73,462,142	5,577,400	10,209,500	178,100	15,965,000
(1) 土 木	31,608,786	1,915,300	3,482,600		5,397,900
(2) 農 林 水 産	1,170,505	290,500	238,200		528,700
(3) 教 育	10,252,068	1,455,500	1,947,400	178,100	3,581,000
(4) 公 営 住 宅	2,758,031		154,200		154,200
(5) 保 健 衛 生	4,904,024	122,600	488,600		611,200
(6) 消 防	3,225,440	43,200	283,800		327,000
(7) 民 生	607,881	1,800	341,300		343,100
(8) 商 工	1,339		139,600		139,600
(9) 過 疎 債	556,611	14,700	45,100		59,800
(10) そ の 他	18,377,457	1,733,800	3,088,700		4,822,500
2 災 害 復 旧 債	577,244	54,800	1,262,000	900	1,317,700
(1) 土 木	369,453	17,000	198,000		215,000
(2) 農 林 水 産	127,611	37,800	57,400	900	96,100
(3) 教 育	8,971				
(4) 公 営 住 宅	909				
(5) 保 健 衛 生	70,300		1,006,600		1,006,600
3 そ の 他	60,599,154		4,802,100		4,802,100
地域総合整備					
(1) 資金貸付金	1,258,567				
(2) 減税補てん債	894,011				
(3) 臨時財政対策債	58,446,576		4,802,100		4,802,100
合 計	134,638,540	5,632,200	16,273,600	179,000	22,084,800

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
8,167,166		8,167,166	81,259,976
3,133,898		3,133,898	33,872,788
90,102		90,102	1,609,103
1,255,583		1,255,583	12,577,485
205,120		205,120	2,707,111
787,294		787,294	4,727,930
585,079		585,079	2,967,361
74,357		74,357	876,624
1,339		1,339	139,600
75,878		75,878	540,533
1,958,516		1,958,516	21,241,441
19,242		19,242	1,875,702
11,202		11,202	573,251
7,449		7,449	216,262
289		289	8,682
302		302	607
			1,076,900
4,629,444		4,629,444	60,771,810
112,689		112,689	1,145,878
236,423		236,423	657,588
4,280,332		4,280,332	58,968,344
12,815,852		12,815,852	143,907,488

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 625,423 千円

上記のうち特定財源 328,684

差 引 一 般 財 源 296,739

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
16 国 庫 支 出 金	50,497	2 国 庫 補 助 金	50,497
19 寄 附 金	92,000	1 寄 附 金	92,000
20 繰 入 金	154,242	2 基 金 繰 入 金	154,242
計	296,739		

土地区画整理会計
補正予算事項別明細書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	千円 17,758	令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 17,758

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
			17,758

市 有 林 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	千円 149,506	千円 34,153	千円 183,659
歳入合計	208,031	34,153	242,184

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費	千円 59,265	千円 34,153	千円 93,418
歳 出 合 計	208,031	34,153	242,184

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			一般会計繰入金 34,153
0	0	0	34,153

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 149,506	千円 34,153	千円 183,659	1 一般会計繰入 金	千円 34,153
計	149,506	34,153	183,659		

	説	明
01 一般会計繰入金		<div style="text-align: right;">千円</div> (産業企) 34,153

3 歳 出

2 款 事業費

1 項 造林事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
1 造林事業費	千円 59,265	千円 34,153	千円 93,418	千円	千円	千円	千円 34,153
計	59,265	34,153	93,418	0	0	0	34,153

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 34,153	【産業振興部関係】 林業事業体経営継続緊急支援事業	千円 34,153 34,153

市 営 墓 地 会 計
補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	千円 5,661	令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 5,661

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		5,661	

中央卸売市場会計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	千円 23,610	千円 4,817	千円 28,427
歳入合計	65,023	4,817	69,840

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	62,489	4,817	67,306
歳 出 合 計	65,023	4,817	69,840

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			一般会計繰入金 4,817
0	0	0	4,817

2 歳 入

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 23,610	千円 4,817	千円 28,427	1 一般会計繰入 金	千円 4,817
計	23,610	4,817	28,427		

	説	明
01 一般会計繰入金		<div style="text-align: right;">千円</div> (産業企) 4,817

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 62,489	千円 4,817	千円 67,306	千円	千円	千円	千円 4,817
計	62,489	4,817	67,306	0	0	0	4,817

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 2,505	【産業振興部関係】 人件費	千円 4,817
3 職員手当等	1,783		4,817
4 共済費	519		
18 負担金、補助 及び交付金	10		

補正予算給与費明細書

一 般 職

(1) 総 括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補正後	6	1,564	16,951	10,693	29,208	5,925	35,133	
補正前	5	1,564	14,446	8,910	24,920	5,406	30,326	
比 較	1	0	2,505	1,783	4,288	519	4,807	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	寒 冷 地 手 当
	補正後	378	1,144	748	352	317
	補正前	378	670	748	299	266
	比 較	0	474	0	53	51
	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	児 童 手 当	
	補正後	4,080	2,867	642	165	
	補正前	3,566	2,491	312	180	
	比 較	514	376	330	△ 15	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補正後	5		16,951	10,481	27,432	5,622	33,054	
補正前	4		14,446	8,698	23,144	5,103	28,247	
比 較	1		2,505	1,783	4,288	519	4,807	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	寒 冷 地 手 当
	補正後	378	1,144	748	352	317
	補正前	378	670	748	299	266
	比 較	0	474	0	53	51
	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	児 童 手 当	
	補正後	3,868	2,867	642	165	
	補正前	3,354	2,491	312	180	
	比 較	514	376	330	△ 15	

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補正後	1	1,564		212	1,776	303	2,079	
補正前	1	1,564		212	1,776	303	2,079	
比 較	0	0		0	0	0	0	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	特 殊 勤 務 手 当	児 童 手 当
	補正後			212		
	補正前			212		
	比 較			0		

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	2,505	その他の増減分	2,505 異動等による増減分	職員数の異動状況 補正後 5人 補正前 4人 増 減 1人
職 員 手 当 等	1,783	その他の増減分	1,783 異動等による増減分	

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	千円 2,931	令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 2,931

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		2,052	879

公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計
補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	千円 86,227	令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 86,227

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		60,359	25,868

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中			
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			
		補 正 前 の 額		補 正 額	計
		前 年 度 か ら の 繰 越 分	当 該 年 度 分		
1 普 通 債	531,152		92,300		92,300
(1) 公設地方卸売市場	531,152		92,300		92,300
2 災 害 復 旧 債	2,007				
(1) 公設地方卸売市場	2,007				
合 計	533,159		92,300		92,300

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
48,403		48,403	575,049
48,403		48,403	575,049
666		666	1,341
666		666	1,341
49,069		49,069	576,390

大 森 山 動 物 園 会 計
補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	千円 34,279	令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 34,279

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		1,571	32,708

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中			
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			
		補 正 前 の 額		補 正 額	計
		前 年 度 か ら の 繰 越 分	当 該 年 度 分		
1 普 通 債	112,316	144,800	224,900		369,700
(1) 大森山動物園	112,316	144,800	224,900		369,700
合 計	112,316	144,800	224,900		369,700

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
36,833		36,833	445,183
36,833		36,833	445,183
36,833		36,833	445,183

廃棄物発電会計
補正予算事項別明細書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	千円 36,627	令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 36,627

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
		36,627	

学 校 給 食 費 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	千円 82,898	千円 2,876	千円 85,774
歳入合計	1,380,110	2,876	1,382,986

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	1,378,110	2,876	1,380,986
歳 出 合 計	1,380,110	2,876	1,382,986

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			2,876
0	0	0	2,876

2 歳 入

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 82,898	千円 2,876	千円 85,774	1 一般会計繰入 金	千円 2,876
計	82,898	2,876	85,774		

	説	明
01 一般会計繰入金		(学 事) 千円 2,876

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 1,378,110	千円 2,876	千円 1,380,986	千円	千円	千円	千円 2,876
計	1,378,110	2,876	1,380,986	0	0	0	2,876

節		説明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 2,876	【教育委員会関係】 学校臨時休業対策費補助金	千円 2,876 2,876

国民健康保険事業会計
補正予算事項別明細書
(事業勘定)

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

(追加)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	千円 271,019	令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 271,019

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円 89,417	千円	千円 115,319	千円 66,283

介 護 保 險 事 業 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書
(保険事業勘定)

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 360,541	千円 6,474	千円 367,015
歳 出 合 計	30,668,923	6,474	30,675,397

2 歳 入

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
5 介護保険事業費補助金	千円 9,196	千円 3,236	千円 12,432	1 介護保険事業 費補助金	千円 3,236
計	2,130,360	3,236	2,133,596		

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

5 事務費等繰入金	365,292	3,238	368,530	1 事務費等繰入 金	3,238
計	4,664,551	3,238	4,667,789		

説	明	
01 介護保険事業費補助金	(福祉総)	千円 3,236

01 事務費等繰入金	(福祉総)	3,238

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
1 介護保険制 度運営費	千円 360,541	千円 6,474	千円 367,015	千円 3,236	千円	千円	千円 3,238
計	360,541	6,474	367,015	3,236	0	0	3,238

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 6,474	【福祉保健部関係】	千円 6,474
		介護保険事務処理システム等改修経費	6,474

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
介護保険事務処理システム等改修経費	千円 4,939	令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 4,939
介護保険関連サービス委託経費等	528,352	令和2年度 ┆ 令和3年度	528,352
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定福祉総務課分)	3,129	令和2年度 ┆ 令和3年度	3,129

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳 一 般 会 計 入 金
特 定	財 源		
国 県 支 出 金 千円	市 債 千円	そ の 他 千円	
			千円 4,939
299,776		128,631	99,945
			3,129

後期高齢者医療事業会計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	千円 815,945	千円 3,717	千円 819,662
6 国庫支出金	0	929	929
歳入合計	3,725,952	4,646	3,730,598

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 55,969	千円 4,646	千円 60,615
歳 出 合 計	3,725,952	4,646	3,730,598

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
929			3,717
929	0	0	3,717

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 事務費繰入金	千円 56,115	千円 3,717	千円 59,832	1 事務費繰入金	千円 3,717
計	815,945	3,717	819,662		

6 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

1 高齢者医療制度円滑運営事業 費補助金	0	929	929	1 高齢者医療制 度円滑運営事 業費補助金	929
計	0	929	929		

説	明
01 事務費繰入金	(後期高) 千円 3,717

01 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	(後期高) 929

3 歳 出

1 款 総務費

2 項 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
1 徴収費	千円 31,354	千円 4,646	千円 36,000	千円 929	千円	千円	千円 3,717
計	31,354	4,646	36,000	929	0	0	3,717

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 4,646	【市民生活部関係】 後期高齢者医療市区町村システム改修経費	千円 4,646 4,646

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

(追加)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	千円 12,543	令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 12,543

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特 定 財 源			一 般 会 計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円	千円
			12,543

令和 2 年度秋田市水道事業会計
補 正 予 算 実 施 計 画

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額 (見込)		当該年度以降の 支払義務発生 予 定 額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	損益勘定 留保資金等
施設設備 管理費及び 機器使用料等	千円 408,103	—	—	令和2年度から 3年度まで	千円 408,103	千円 408,103
水道施設切廻等 業務委託経費	110,000	—	—	令和2年度から 3年度まで	110,000	110,000
配水事業 整備事業	764,000	—	—	令和2年度から 3年度まで	764,000	764,000

令和2年度秋田市下水道事業会計
補正予算実施計画

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 （見込）額		当該年度以降の 支払義務発生 予 定 額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	損益勘定 留保資金等
施設設備 管理費及び 機器使用料等	千円 464,915	—	—	令和2年度から 3年度まで	千円 464,915	千円 464,915
管渠建設事業	780,000	—	—	令和2年度から 3年度まで	780,000	780,000

令和2年度秋田市農業集落排水事業会計
補正予算実施計画

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 （見込）額		当該年度以降の 支払義務発生 予 定 額		左の財源内訳 損 益 勘 定 留 保 資 金
		期 間	金 額	期 間	金 額	
施設設備 管理費及び 機器使用料等	千円 62,176	—	千円 —	令和2年度から 3年度まで	千円 62,176	千円 62,176